

令和5年4月1日より、年1回の
マスクフィットテスト実施が義務付けられます

 マスクフィットテストは、登録作業環境測定機関※である、

太平洋コンサルタントへご依頼ください！

※千葉労働局 登録番号12-46、山口労働局 登録番号35-15

太平洋コンサルタントなら

早い

JIS規格に則った短縮定量的フィットテスト※①を実施できる最新のマスクフィットテスター※②を利用し、
皆さまのお仕事の手を止める時間を最大限短くするようにしています

太平洋コンサルタントなら

効率的

マスクフィットテスト実施者養成研修※③を受講した有資格者が、最新のテスターでテストを実施します。
自社で実施者を養成しテスターを購入するよりもずっと効率的です

太平洋コンサルタントなら

安心

マスクフィットテスト実施者養成研修を受講した有資格者が、公正なテストを行ったうえで、
正しいマスクで安心して働けるように様々なアドバイスをご提供します

※①JIS T 8150 : 2021、米国労働安全衛生局（OSHA）、カナダ規格協会（CSA）ガイドラインを順守しています。

※②日本カノマックス製マスクフィットテスター AccuFIT9000® PROを使用しています。

※③一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会など公的機関が実施する研修を受講した有資格者が実施します。

令和5年4月1日より、年1回の マスクフィットテスト実施が義務付けられます

必要な措置の流れ

①溶接ヒュームの濃度の測定

測定の結果がマンガンとして
0.05mg/m³以上等の場合

左記以外
の場合

②換気装置の風量の増加 その他必要な措置

③再度、溶接ヒュームの濃度の測定

④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる

⑤（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）1年以内毎に1回、フィットテスト（※）の実施

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をいいます。

溶接ヒュームが労働者に健康障害を及ぼす恐れがあることが明らかになり、金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられています（特化則改正）。



マスクフィットテストの
経過措置期間が終了し
令和5年4月1日より義務付けられます。

出典：厚生労働省ホームページより

併せて
ご相談ください

※粉じん、化学物質、アスベスト

その他の作業環境測定も承ります

個別企業様での実施、集団実施、ご相談ください。

全国どこでもお伺いいたします！

※試験官の交通費が別途
かかります。ご了承ください。

安心の全国ネットワーク



まずはお気軽にお問い合わせください

- **本社** TEL:03-6630-3811
- 札幌営業所 TEL:011-600-2048
- 仙台営業所 TEL:022-712-6866
- 名古屋営業所 TEL:052-990-4047
- 神戸営業所 TEL:078-881-5585
- 山口営業所 TEL:0836-83-3358
- 広島営業所 TEL:082-225-7122
- 福岡営業所 TEL:092-432-4004
- 鹿児島営業所 TEL:099-248-7837

Taiheiyo Consultant
株式会社 太平洋コンサルタント

<https://www.taiheiyo-c.co.jp/>

